

令和6年4月に軽米町立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者の皆様へ 就学援助制度「新入学児童生徒学用品費」入学前支給の申請受付について

令和6年4月に軽米町立小・中学校に入学予定の児童・生徒がいるご家庭を対象として、就学援助制度の支給費目のうち「新入学児童学用品費」を入学前に支給できることとしております。

入学前支給を希望される方は、軽米町教育委員会へ「就学援助受給申請書」を提出していただき、認定を受ける必要があります。

1 支給対象となる世帯

次の(1)～(3)の全てに該当する世帯が入学前支給の対象となります。

- (1) 令和6年4月に軽米町立小・中学校に入学予定の児童・生徒がいること。
- (2) 令和6年2月末日時点で、軽米町に住民登録していること。
- (3) 就学援助制度の認定要件に該当する世帯であること。

2 支給時期・支給方法

- (1) 支給時期 令和6年3月下旬（予定）
- (2) 支給方法 指定された保護者の口座へ振り込み

3 申請方法・申請受付期間

- (1) 申請書に必要事項をご記入の上、**教育委員会へ郵送又はご持参**ください。
小中学校での申請書の受付は行いませんのでご注意ください。
- (2) 申請受付期間は、**令和6年1月22日（月）から2月22日（木）**までです。

※郵送で提出する場合は **2月22日（木）必着**で提出してください。

4 認定の可否

申請期限終了後、軽米町教育委員会において申請書の内容の審査を行い認定の可否を決定し、申請書を提出した保護者の方全員に認定の可否を文書で通知します。

5 注意事項

入学前支給を希望せず、入学以降に就学援助の申請を行っても「新入学児童学用品費」の受給は可能です（支給時期は令和6年6月になります）。

入学前支給を申請しても、**全体の受給額が高くなるわけではない**のでご注意ください。
（入学前支給を申請しても、入学以降に通常の就学援助の申請を行っても、全体の支給額は同額になります）

【提出先・問合せ先】 軽米町教育委員会事務局 教育総務担当
軽米町大字軽米 8-87-1
かるまい文化交流センター（宇漢米館）内
TEL 0195-46-4743